

# **イベント開催制限について**

**(11月以降)**

**熊本県**

# はじめに

以下の手順に従って、感染防止対策の策定、チェックリスト作成、(必要な場合)事前相談を行ってください。

## ①イベント等の内容の整理

- ・実施するイベントの概要
- ・実施場所
- ・参加人数
- ・大声や歓声等の発生の有無
- ・会場内での飲食の有無及び飲食エリアの設定 など

## ②イベント等における感染防止対策の策定

- ・原則として、業種別ガイドラインを参照のうえ感染防止対策を策定してください。
- ・施設管理者とも感染防止対策について十分に協議してください。

## ③チェックリスト（別紙1）による感染防止対策の自己点検

- ・チェックが入らない項目については、感染防止対策が不足している恐れがあります。感染防止対策の見直しをお願いします。
- ・開催予定のイベント等に対して、該当しないチェック項目の場合は、その旨記載してください。

## ④参加者が1,000人を超えるイベント、又は全国的・広域的な移動を伴うイベントの場合は、県への事前相談を行ってください。

- ・事前相談にあたっては、①イベント等の内容及び②イベント等における感染防止対策を説明する資料、③チェックリストをご準備ください。

※イベントにおける収容率や人数上限（必要となる人と人の間隔）はイベントの種類や業種別ガイドラインの参照の有無などの要件により異なります。

1～11ページを参照してください。

# 催物の開催に係る事前相談 目次

第1版 令和3年7月5日公開  
熊本県

## STEP 1 事前相談 の要否

参加者が1,000人を超える催物 又は  
全国的・広域的な移動を伴う催物  
ですか

はい

いいえ

1. に該当  
P. 2を参照

## STEP 2 業種別 ガイド ライン

催物を開催するに当たり、参考する  
業種別ガイドラインは、令和2年9月  
以降に改訂されていますか

はい

いいえ／ガイドラインがない

2. に該当  
P. 5を参照

## STEP 3 位置固定 行動管理

参加者の位置が固定されているか、  
入退場や区域内の適切な行動が  
確保できる催物ですか

はい

いいえ

3. に該当  
P. 6を参照

## STEP 4 収容率 上限

収容率上限は収容定員の100%（収容  
定員がない場合は密にならない程度の距離）が  
適切だと考えますか

はい

いいえ、50%上限でよい

4. に該当  
P. 7を参照

## STEP 5 特に確認 する必要

大声・歓声等の有無について、  
「特に確認が必要」（※）と判断を  
されていますか （※P. 9を参照）

はい

いいえ

5. に該当  
P. 8を参照

## 疎明資料 結果報告 が必要

収容率上限を収容定員の100%と  
するために実績疎明資料や結果  
報告が必要です

6. に該当  
P. 10を参照

# 1. 事前相談対象外の催物：概論

## 対象

- ・参加者が1,000人以下の催物かつ
- ・全国的・広域的な移動を伴わない催物

※参加者が1,000人以下であって、全国的・広域的な移動を伴わない場合は事前相談不要ただし、次頁のとおり、チェックリスト・実績報告等の公表が必要な場合あり。

## パターン1：令和2年9月以降改訂のガイドラインがない場合

国の目安(※)	屋内	屋外
収容率	50%以内	十分な間隔 (できれば2m)
人数上限	5,000人（→全員の参加が可能）	

- 必要な準備等  
特になし

## パターン2：令和2年9月以降改訂のガイドラインがある場合

国の目安(※)	大声・歓声等なし		大声・歓声等あり	
収容率	収容定員 あり	収容定員 なし	収容定員 あり	収容定員 なし
100% 以内	密になら ない程度 の間隔	50% 以内	十分な 人と人との 間隔 (1m)	
人数上限	5,000人と50%のいずれか大きい方 (→全員の参加が可能)			

- 必要な準備等

- ・主催者及び施設管理者が、ガイドライン遵守の旨を公表
- ・大声・歓声等なしの実績疎明資料・結果公表等（次ページ参照）

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

# 1. 事前相談対象外の催物：公表等①

## 公表等が必要な資料

### 【原則】

→下記資料をHP・SNS等で公表等してください(別紙3の\*項目は適宜)。

#### ● チェックリスト 別紙1 (注1)

1,000人以下で、収容率50%上限で開催していた催物主催者等が収容率上限100%に引き上げる場合には、別紙2・3を併用し、大声・歓声等がないことを公表してください。

#### ● 実績疎明資料 別紙2

#### ● 結果報告資料(※) 別紙3

※主催者等は、当該催物の映像・音声等データについて、催物開催から1年間保管をしてください。(注2)

### 【例外：問題発生時】

→感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、

別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

(注1) 「大声・歓声等なし」の催物でも、従来、感染防止の取組(業種別ガイドラインに従った取組を行う旨)のHP等による公表が必要とされているところ、別紙1 チェックリストもご活用ください。

(注2) 主催者等は、例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータについて、都道府県等、関係各府省庁等が必要時に確認できるよう、催物から1年間保管をしてください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

# 1. 事前相談対象外の催物：公表等②

## 大声・歓声等の有無について「特に確認が必要である場合」の考え方

- 過去様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容率上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、「特に確認が必要である場合」には当たらないものと考えられます。
- 例えば、クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、これまで多くの場合、大声・歓声等がないと想定されることから、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、個別の様により、大声・歓声等が出やすい場合もあり得るため、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、実績疎明資料の公表を求める場合があります。
- 「大声・歓声等なし」と扱うことができるは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。また、立見席の場合は、密にならないように、人ととの間隔を確保してください（例えば1m<sup>2</sup>に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容率上限100%」は、認められないことになります。

## 2. 令和2年9月以降改訂の業種別ガイドラインがない場合

### 対象

- ・令和2年9月以降改訂の業種別ガイドラインがない催物

### ○基準

国の目安(※)	屋内	屋外
収容率	50%以内	十分な間隔 (できれば2m)
人数上限		5,000人

### ○必要な準備等

#### 【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を、都道府県の事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料  
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙1

#### 【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

### 3. 参加者の位置固定がされず、行動管理が確保されていない場合

#### 対象

- ・参加者の位置が固定されず、自由に移動でき、入退場や区域内の適切な行動確保が困難な催物

#### ○基準

国の目安(※)

間隔の維持が可能

間隔の維持が困難

取扱い

十分な  
人と人との間隔  
(1m)

開催について  
慎重に判断

#### ○必要な準備等

##### 【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料  
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙1

##### 【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

## 4. 主催者等が、収容率について、 50%上限が適切だと考える場合

### 対象

- ・主催者等が、収容率については、  
50%上限が適切だと考える催物

### ○基準

国の目安(※)	収容定員あり	収容定員なし
収容率	50%以内	十分な 人と人との間隔 (1m)
人数上限	5,000人と50%のいずれか大きい方	

### ○必要な準備等

#### 【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、  
催物開催の2週間前までに、  
下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口に  
ご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料  
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に  
代えることも可能)
- チェックリスト 別紙1

#### 【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情  
が生じた場合には、  
別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

# 5. 収容率100%上限であるが、 疎明資料・結果報告等が不要な場合

## 対象

- ・大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされていない催物

## ○基準

国の人安(※)	収容定員あり	収容定員なし
収容率	100%以内	密にならない程度の間隔
人数上限	5,000人と50%のいずれか大きい方	

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

## ○必要な準備等

### 【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料  
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙1

### 【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

## 5. 収容率100%上限であるが、 疎明資料・結果報告等が不要な場合

対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされていない催物

### 大声・歓声等の有無について「特に確認が必要である場合」の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容率上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、「特に確認が必要である場合」には当たらないものと考えられます。
- クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、実績疎明資料提出を求める場合があります。
- 「大声・歓声等なし」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。また、立見席の場合は、密にならないように、人ととの間隔を確保してください（例えば1m<sup>2</sup>に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容率上限100%」は、認められないことになります。

# 6. 収容率100%上限で、 疎明資料・結果報告等が必要な場合

## 対象

- ・大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされて  
いる催物

### ○基準

国の目安(※)	収容定員あり	収容定員なし
収容率	100%以内	密にならない程度の間隔
人数上限	5,000人と50%のいずれか大きい方	

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

### ○必要な準備等

#### 【事前相談】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料  
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙1
- 実績疎明資料 別紙2 及び 映像・音声等データ\*

## **6. 収容率100%上限で、 疎明資料・結果報告等が必要な場合**

**対象**

- ・大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされて  
いる催物

### **【開催後】**

催物開催後、主催者等は、2週間後～3週間後の間に、下記資料を都道府県及び関係府省庁の窓口にご送付ください。

- 結果報告資料 別紙3 及び 映像・音声等データ\*

\*例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータをご提出ください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

また、必要に応じ、催物全編ではなく、特に大声・歓声等が生じやすいと考えられる一部場面のデータをご提出いただく形や、Webで動画等を公開している場合に当該URLをご共有いただく形でも問題ありません。

\*都道府県、関係各府省庁は、データは事前相談等の確認用途のみに使用し、保管不要となれば速やかに破棄します。また、主催者等はデータを催物から1年間保管してください。必要に応じ、再度提示を求める場合があります。